

高齢者おむつ給付助成事業

要介護認定を受けている方で、市内に住所があり、寝たきりでトイレまで行けないまたは認知症でトイレの場所がわからないなどの方に、委託業者が紙おむつの配達を行います。

限度額は1か月5,000円までです。限度額を超えて購入する場合には、限度額までは、1割負担、限度額を超えた部分は全額自己負担となります。

フラット型／パッド(軟便吸収パッド含む)／テープ止め／リハビリパンツ(ブリーフ型・トランクス型)から必要なものを組み合わせてお申し込み頂きます。

【対象者】※①～③すべてに該当する方が対象です

- ① 立川市に住民登録があり、市内に在宅している（市内の有料老人ホーム・グループホーム・サービス付き高齢者住宅も在宅を含む）
- ② 介護保険法に規定する要介護認定を受けている（要介護1～5）
- ③ 寝たきり（介護認定の際の主治医意見書「寝たきり度」がB1以上）である、または認知症の症状（介護認定の際の主治医意見書「認知度」がⅢa以上）がある

【申請】

- ① 「高齢者おむつ給付助成申請書」「高齢者おむつ給付助成申込書兼変更届」（ホームページからもダウンロードできます）を記入・提出

※おむつの梱包や配達ルート調整等のため、締切日は毎月15日。なお、15日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は市役所の翌営業日。締切日以降の申請は、翌々月以降の配達となります。

- ② 給付決定後、「高齢者おむつ給付決定通知書」を送付、翌月から配達

※入院中や入院する予定がある、転入等により立川市では対象者に該当するかどうか確認ができない場合には、決定が遅れることがあります。

【申請できる窓口】

高齢政策課（市役所1階）、各地域包括支援センター、各福祉相談センター

《連絡先》 立川市高齢政策課業務係

電話：042-523-2111（内線：1475）

